

山形県消費生活サポーター設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消費者啓発を推進し、「自立する消費者」の育成を図るために、山形県消費生活センターが設置する山形県消費生活サポーター(以下「サポーター」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(サポーターの活動)

第2条 サポーターは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 消費生活に係る講座及び学習会等の講師
- (2) 啓発用資料等の配布及び説明
- (3) 講座及び学習会等で出された相談・苦情、消費者の要望・意見の取次ぎ
- (4) 地域の消費生活情報の収集並びに地域(消費者)及び行政への当該情報の提供
- (5) 消費者啓発のためのイベントなどへの協力
- (6) 県からの依頼に応じた調査の実施及び報告
- (7) 県が開催する研修会への参加

(応募)

第3条 サポーターの応募資格は、個人又は団体(事業者団体、消費者団体、福祉関係機関・団体、法人等)とし、県内に複数の事業所又は事務所を有する団体は1事業所又は事務所単位を1つの団体として取り扱うものとする。

2 個人による応募資格は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 消費生活や消費者問題に関心があること。
- (2) 満18歳以上であること。
- (3) 山形県内で前条に規定する活動が可能なこと。

3 団体による応募資格は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 消費生活や消費者問題に関心があり、サポーターに相当と認められる団体。
- (2) 山形県内に事業所又は事務所(以下、「事業所等」という。)を有する団体であること。

4 サポーターになろうとする者は、山形県消費生活サポーター応募用紙(別記様式第1号)を山形県消費生活センター所長(以下「所長」という。)に提出する。

(委嘱)

第4条 サポーターは消費生活の安定及び向上の推進に熱意と識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 知事は、サポーターを委嘱したときは、当該サポーターに委嘱状を交付するものとする。

(委嘱期間)

第5条 サポーターの委嘱期間は委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度の年度

末までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

- 2 再委嘱を希望するサポーターは、山形県消費生活サポーター継続届（別記様式第2号）を所長に提出するものとする。

（身分証の交付）

第6条 所長は、サポーターに対し山形県消費生活サポーター証（別記様式第3号、以下「身分証」という。）を交付するものとする。

- 2 サポーターは、身分証の取扱いに関して、次の各号を遵守しなければならない。
 - （1）身分証は、他人に貸与し、譲渡し、又は不正に使用しないこと
 - （2）サポーターの業務に従事するときは、身分証を携帯すること
 - （3）身分証を紛失したときは、直ちに所長へ届け出ること
 - （4）委嘱期間が満了したときは、身分証の返還は不要とする
- 3 サポーターは、第8条の規定により解嘱されたときには、速やかに身分証を所長へ返還しなければならない。

（氏名等の変更）

第7条 サポーターは、氏名、住所及び電話番号のいずれかに変更が生じたときは、速やかに氏名等変更届（別記様式第4号）を、所長へ提出するものとする。

（解嘱）

第8条 知事は、サポーターが次の各号のいずれかに該当したときは、解嘱するものとする。

- （1）県外に転出したとき、又は県内に事業所等を有しなくなったとき
 - （2）心身故障等の理由により業務の遂行が困難となったとき
 - （3）その他、サポーターから辞任の申し出があったとき
 - （4）サポーターとして適当でないと認められるとき
- 2 サポーターは、前項第1号から第3号の理由により辞任を申し出るときは、山形県消費生活サポーター辞任届（別記様式第5号）を、知事へ提出するものとする。

（活動報告）

第9条 サポーターは、その年度中の活動の結果を山形県消費生活サポーター活動報告書（別記様式第6号）により、速やかに所長へ報告するものとする。

（経費負担等）

第10条 サポーターの派遣に要する経費は、申込者の負担とする。

- 2 サポーターの派遣に関して事故等が発生したときは、当該サポーターはその処理に要するすべての経費等を負担するとともに、その責任において処理しなければならない。

(遵守事項)

第11条 サポーターは、活動するに当たり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知りえた秘密を守ること
- (2) 特定の商品・サービスの宣伝、団体への勧誘など第2条に規定する活動とは無関係な行為を行ってはならない
- (3) サポーターには法令に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていないため、事業者の営業妨害のおそれのある行動をとってはいけない
- (4) この要領による活動のほかに、県の承諾を得ずに「山形県消費生活サポーター」を標榜した交渉、指導等の活動を行ってはならない
- (5) 事故等の発生を防止するため、生命・身体等の安全を確保しつつ活動すること
- (6) その他、サポーターの信頼を失う行為を行ってはならない

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年9月15日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年6月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 既に委嘱しているサポーターの委嘱期間については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度中に委嘱を受けているサポーターの委嘱期間については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

山形県消費生活サポーター応募用紙（個人用）

ふりがな 氏名		性別	男 ・ 女
生年月日		年齢	
自宅住所	〒 e-mail :		
電話番号		FAX	
勤務先			
職業	(該当する事項に一つのみ○印をお願いします)		
	会社員	自営業	自由業
	公務員	農林漁業	パート・アルバイト
		学生	主婦・主夫
		無職	その他
消費者問題に関する活動歴			
応募理由			
自己PR			

山形県消費生活サポーター応募用紙（団体用）

団体名	(ふりがな)		
代表者職・氏名	(ふりがな)		
担当者名 担当者連絡先			
団体所在地	〒		
	e-mail :		
電 話 番 号		F A X	
消費者問題に 関する活動歴			
応募理由			
自己PR			

別記様式第2号

年 月 日

山形県消費生活センター所長 殿

住 所

氏 名

山形県消費生活サポーター継続届

私は、山形県消費生活サポーターとして引き続き活動したいので、届け出ます。

山形県消費生活サポーター証		NO. _____
氏名		
住所		
委嘱期間	年 月 日 ~	年 月 日
上記の者は山形県消費生活サポーターであることを証します		
山形県消費生活センター所長 印		

(裏面)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は他人に貸与し、譲渡し、又は不正に使用してはならないこと。2 本証は消費生活サポーターの業務に従事するときに携帯すること。3 本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。4 本証の委嘱期間が満了したとき（再委嘱を申し出た者を含む）は、返還は不要とする。 ただし、期間満了前に解嘱することとなった場合は、速やかに返還すること。
--

年 月 日

山形県消費生活センター所長 殿

住 所

氏 名

氏名等変更届

下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

変更事項	新	旧
住 所		
氏 名		
電話番号		

(備考) 該当する項目のみ記入すること。

年 月 日

山形県知事 殿

住所

氏名

山形県消費生活サポーター辞任届

次の理由により山形県消費生活サポーターを辞任したいので届け出ます。

辞任の理由

(備考) 山形県消費生活サポーター証を添付すること。

